

## 軽自動車(四輪以上、三輪車等)の税額について

新車新規登録された月(初めて車両番号の指定を受けた月)により、(1)旧税額、(2)新税額、(3)重課税のいずれかの税額となります。

区 分		(1) 旧税額	(2) 新税額	(3) 重課税
軽四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪車		3,100円	3,900円	4,600円

(1)旧税額:平成27年3月31日以前に新車新規登録された車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)で、初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた月)から13年目まで適用されます。

(2)新税額:平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)で、初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた月)から13年目まで適用されます。

(3)重課税:排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、新車新規登録の初度検査年月から**13年を経過した車両の税額を平成28年度分から重課(標準税額の概ね1.2倍)**します。(ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課税の対象外。)

平成28年度以降、毎年4月1日現在で、新車新規登録の初度検査年月から**13年を経過した車両が重課税の対象**となります。

平成28年度から重課税の対象となるのは、新車新規登録の初度検査年月が平成14年12月までの車両です。

なお、重課税の対象となる車両については、車検証の初度検査年月欄で確認できます。